

飯塚市民間委託等に関する指針

平成 23 年 8 月

飯 塚 市

目 次

第1	趣旨	1
第2	民間委託等の基本的な取り組み	1
1	全庁的な取り組み	1
2	基本的な考え方	1
第3	民間委託等の進め方	2
1	市が主体となって実施すべき事務事業	2
2	民営化	2
(1)	民営化の定義	2
(2)	民営化の判断基準	2
3	民間委託	3
(1)	民間委託の定義	3
(2)	民間委託の判断基準	3
4	検討の手順	4
5	民間委託等を実施するにあたっての留意点	5
(1)	民営化を実施するにあたっての留意点	5
(2)	民間委託を実施するにあたっての留意点	5
第4	民間委託の取り組みについて	6
1	具体化への取り組み	6
2	取組の推進	7

第1 趣旨

合併直後の平成18年度に、5年後の平成22年度までに単年度の財政収支を黒字化することを目標として行財政改革大綱及びこれに基づく行財政改革実施計画を策定し、平成21年度までの4年間では計画額を大幅に上回る効果を上げてきました。

しかしながら、地方経済の大幅な落ち込みなどによる税収減などにより、平成22年度に単年度の財政収支を黒字化するという実施計画の目標達成が困難となったことから、平成21年度に行財政改革実施計画[第一次改訂版]を策定し、平成21年度から平成25年度までの5年間を計画期間とし、平成25年度までに単年度収支の黒字化を目指して、現在、取り組んでいるところであります。

この計画においては、行政経営の視点に立った簡素で効率的な財政運営の確立を目指し、「民間委託等による民間活力の活用」を推進項目の一つとして掲げています。

また、国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日）総務省」では、地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化として、民間委託等の推進を掲げ、「総務事務や定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点からの総点検を実施すること。」としており、本市においては、実施しているすべての事務事業について、行政効果や事務効果の観点から改めて見直しを行うとともに、継続すべき事務事業についても行政と民間の役割分担を見極めながら、更なる民間委託の推進や民営化への移行など民間活力をより積極的に、効果的に活用し、「行政の役割の重点化」を図ることが重要であると考えております。

本指針は、このような認識のもとに、職員自ら改革の意識をもって民間委託や民営化など民間活力の活用を積極的に推進するため、策定するものです。

第2 民間委託等の基本的な取組

1 全庁的な取組

民間委託等の推進は、民間活力の導入という一手法により、総合的な見地から今後の行財政運営の効率化等を目指そうとするものであり、全庁共通の認識のもとで、職員自ら改革の意識をもって、事務事業の民間委託等を積極的に、計画的に推進するものです。

2 基本的な考え方

本市が実施するすべての事務事業について改めて見直しを行い、「民間でできるものは極力民間に委ねる」という視点から、民間への移譲を推進していきます。

また、民間事業者が持つノウハウ等を活用することにより市民サービスの向上やコストの縮減が図られるもの、あるいはNPOやボランティアなどの市民団体等に委ねることにより住民自治が充実するものなどについて、管理監督など行政責任を適正に確保しつつ、積極的に民間委託を推進していきます。

第3 民間委託等の進め方

1 市が主体となって実施すべき事務事業

次の事項に該当する事務事業については、市自らが主体となって実施すべきものであり、原則として民間委託や民営化の検討から除外します。

- ① 公権力の行使（許認可、処分）など、法令等により市が直接実施することを規定されているもの
- ② 政策・施策の企画立案・調整・決定など、市の重要な施策に関する意思形成に該当し、市自らが判断しなければならないもの
- ③ 職員の分限・懲戒関連事務、職員給料額の決定、入札の執行など、公平性、公正性、個人情報保護の観点から、市以外では実施が困難であるもの
- ④ 市民サービスの安定的、継続的な提供に重大な支障が生じるものや市場原理が働かないものなど、市以外では実施が困難であるもの

2 民営化（民間への移譲）

（1）民営化の定義

民営化とは、市場原理が働く領域において、「民間でできるものは極力民間に委ねる」という原則に基づき、民間が主体となって市民サービスの提供や事務事業を行う方が望ましいものについて、施設の民間移譲や事務事業の廃止により、そのサービスの提供や事務事業の全部又は一部の業務執行を民間が実施主体として担っていくことをいいます。

（2）民営化の判断基準

事務事業の点検を行い、次の事項に該当するものは民営化を検討します。

- ① 民営化することに対する法令等の制約がないもの
- ② 民間によって同種のサービスが十分に提供されており、市が競合して実施する必要性が薄れているもの
- ③ 市場の競争や民間事業者の持つ専門性・効率性などを活用することにより、コストの縮減やサービスの維持向上などの効果が期待できるもの
- ④ 市が、サービスの提供などを廃止することにより、民間のサービスの拡大が期待できるもの

3 民間委託

(1) 民間委託の定義

民間委託とは、市が行政責任を果たす上で、必要な監督権などを留保した上で、サービスの提供や事務事業の全部又は一部を民間企業、外部団体及び個人などに委託することをいい、委託の効果、民間能力の活用を踏まえて専門的技術、サービス等の提供を受けることをいいます。

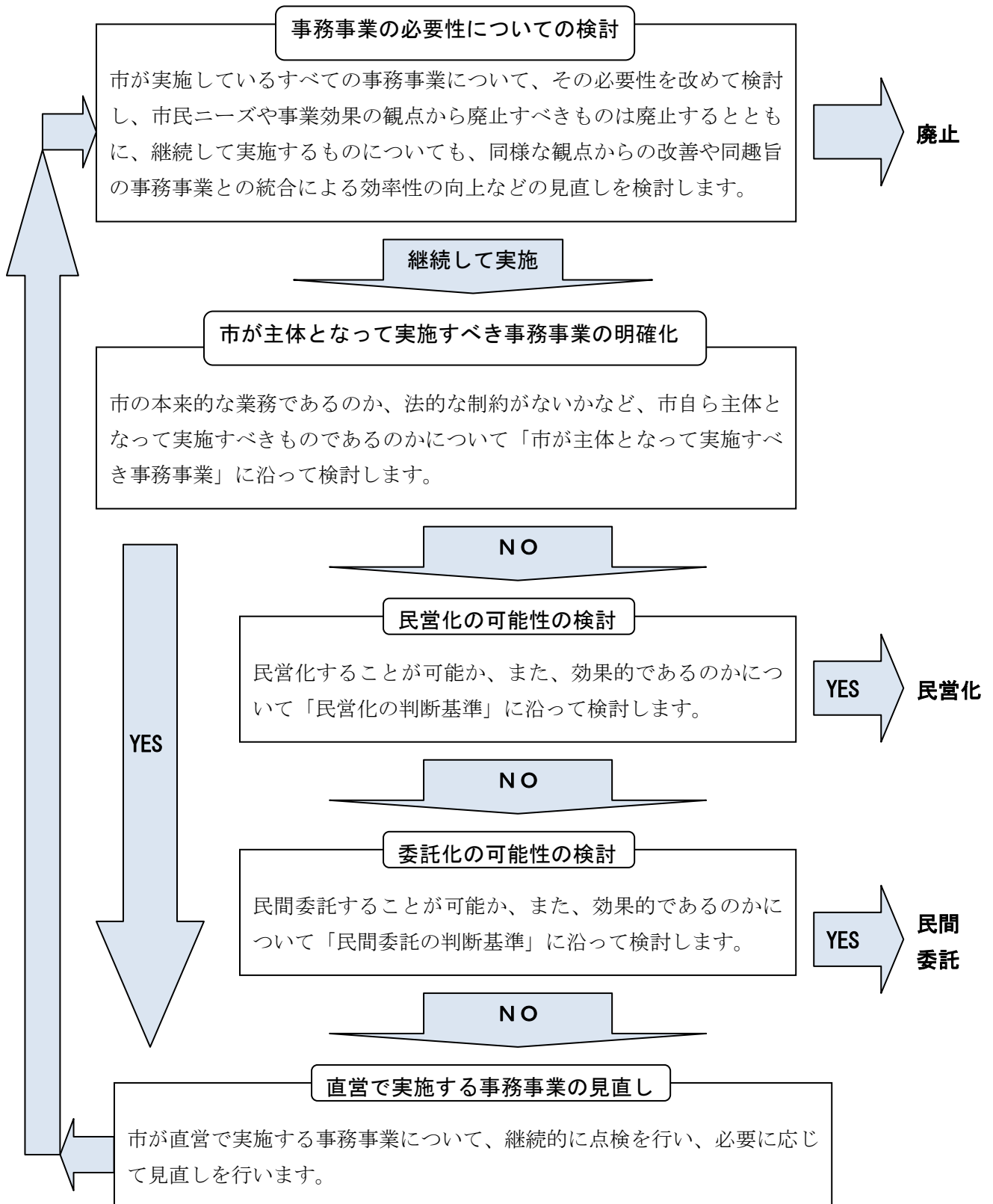
(2) 民間委託の判断基準

民間委託を検討する際には、次に示す基準に従い、委託の可能性について総合的に判断するものとします。また、民間委託を推進する上で、業務の迅速性、実施主体の継続性、経費の硬直化、職員の処遇などの課題が考えられることから、民間委託の実施にあたっては、事前に十分検証する必要があります。

- ① 委託化することに対する法令等の制約がないもの
- ② 柔軟、迅速、的確な事務処理の確保など、事務事業の効率的、効果的な執行に資するもの
- ③ 高度な知識や技術などを必要とし、人材の育成・確保などの観点から民間に委ねる方が効果的であるもの
- ④ 人件費、事業費など、事務事業を実施するために必要なコストが縮減できるもの
- ⑤ 市民ニーズにきめ細かく対応できるなど、市民サービスの向上が図られるもの
- ⑥ NPOやボランティアなど、市民との協働による行政運営を推進することにより住民自治の充実が図られるもの

4 検討の手順

事務事業の民間委託等を推進するにあたっては、前述の判断基準に基づき、以下の手順に沿って検討を進めます。



5 民間委託等を実施するにあたっての留意点

事務事業の民間委託等を実施するにあたっては、以下の事項に留意する必要があります。

(1) 民営化を実施するにあたっての留意点

- ① 民営化の検討にあたっては、予想されるサービスの質・量、コスト、受益者負担の程度などについて、可能な限り客観的なデータに基づき、市が継続して実施する場合との比較検討を行うこと。
- ② 移譲先の選定にあたっては、市民サービスの維持向上が図られるよう、業務遂行能力や執行体制など実施主体としての適格性を十分に検討すること。
- ③ 民間への移譲にあたっては、必要に応じて市民や利用者等に情報を提供し意見を聴くなど、移譲に対する理解を得るよう努めること。

(2) 民間委託を実施するにあたっての留意点

- ① 委託が、最も効率的、効果的な業務の範囲や内容等の単位になっているかを検討すること。
- ② 委託先の選定にあたっては、競争性・透明性を確保すること。
- ③ 委託先が、その事務事業を的確に処理できる技術や能力、規模等を備えているかを十分に確認すること。また、受託した業務の大部分を他の第三者に再委託しなければ業務を行うことができないものは、委託先として選定しないように留意すること。
- ④ 住民自治の充実を推進する観点から、市民団体等に委託する場合には、その必要性や効果等を明確にすること。
- ⑤ 市は、管理監督など行政責任の確保を図る必要性があることから、契約の締結に際しては、市と委託先との責任範囲を明確にしておくこと。
- ⑥ 個人情報保護や機密の保持が必要な事務事業については、これらが担保されるよう契約で明確にしておくこと。
- ⑦ 委託を行った業務については、その効果について定期的に検証を行い、必要に応じて適宜見直しを行うこと。

第4 民間委託の取組について

1 具体化への取組

以下の類型に該当する事務事業については、民間委託になじみやすいものと考えられることから、積極的に導入について検討します。

民間委託を検討すべき事務事業の類型

類 型	内 容	先進地における主な導入事例
定型的業務	内部管理的業務、窓口業務等の同種の処理を大量に行う業務で、マニュアル化等により市が直接行った場合と同様の成果が得られるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・データ入力、集計業務 ・調査・統計等業務 ・文書收受・発送業務 ・普及・啓発業務 ・窓口サービス業務 ・印刷製本業務 など
専門的業務	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な技術、技能や専門的な知識を必要とするが、民間においても実施され、技術的に対応可能なもの ・民間における技術革新のスピードが速いもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・測量業務 ・情報システム等の開発や関連業務 ・道路、公園の維持管理 ・各種検査・分析等業務 など
期間集中的業務	時期的に業務が集中するもので、常時一定の職員を配置する必要のないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断業務 ・通知関連業務で定型的なもの など
施設管理運営業務	施設の管理運営などで、民間に委ねる方が弾力的、効率的な運営が期待できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の維持管理業務 など
イベント・研修等業務	民間の企画力、ノウハウを活用することにより、効果的、効率的な運営が期待できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の企画・運営業務 ・研修会・講習会の企画・運営業務 など
その他代替可能な業務	民間ですでに同種の業務を行っており、委託することで市民サービスの向上などが図られるもの	
現業業務	主に専門化された労務作業を行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・施設清掃・維持管理業務 ・警備業務 ・機器保守管理業務 ・公用車運転業務 ・給食調理業務 など

2 取組の推進

この指針は、民間委託等にあたって本市が取り組むべき方向性を示したものであり、この指針に基づき民間委託等を推進していきます。

なお、推進にあたっては、行財政改革実施計画に基づく職員定員適正化計画との整合性を図りながら、職員の業務の円滑な移行について検討し、全庁的な体制で取り組みます。

また、規制緩和による民間開放や法改正及び社会経済情勢の変化を踏まえ、状況に応じて見直すものとします。